

【重要】

豚熱感染確認区域（確認地点から半径10km圏内） で捕獲した野生イノシシのジビエ利用に関する留意点

（豚熱感染確認区域におけるジビエ利用の手引き（農林水産省 農村振興局、消費・安全局）より抜粋）

豚熱ウイルス拡散リスクを低減するため、感染確認区域の設定直後や、豚熱陽性が高率に確認されているエリアで捕獲した野生イノシシのジビエ利用は、できる限り避けるようにお願いします。

手引きでは、感染確認区域で捕獲された野生イノシシについて、捕獲地域の感染状況が改善していることに加え、一定の条件を満たすことでジビエ利用が可能となるとしています。

●運搬・搬入・解体・加工等、一連の各作業等における対策

全ての個体が豚熱ウイルスに感染している可能性があるとの前提に立って、豚熱ウイルスの拡散防止・交差汚染防止のために消毒等防疫措置、衛生管理措置を徹底すること。

●PCR検査（遺伝子検査）

感染確認区域で捕獲した野生イノシシのジビエ利用は、血液を用いたPCR検査で陰性を確認すること。

●検査結果判明までの一時保管

- ・個体ごとに包装がなされていれば、豚熱陰性が確認された個体のみ一時保管庫から搬出することができる。
- ・個体包装がなされていない場合は、同時に保管する感染確認区域の全ての個体で豚熱陰性を確認するまで、一時保管庫からの全ての個体の搬出はできない。この場合、1頭でも豚熱陽性が確認されると、同時に保管する全ての個体は適切に廃棄しなければならない。

捕獲しようとするエリアにおける豚熱発生状況や手引きの内容については、下記の機関へお問い合わせください。

中央家畜保健衛生所	0957-25-1331	県南家畜保健衛生所	0957-68-1177
県北家畜保健衛生所	0956-48-3831	五島家畜保健衛生所	0959-72-3379
対馬家畜保健衛生所	0920-54-2179	長崎県農林部畜産課	095-895-2955
長崎県農林部農山村振興課	095-895-2917		